

2021年4月20日

都道府県ホッケー協会 御中
ホッケージャパンリーグ 御中
日本社会人ホッケー連盟 御中
日本学生ホッケー連盟 御中
全国高等学校体育連盟ホッケー専門部 御中
マスターズ部会 御中
中学校部会 御中
スポーツ少年団部会 御中
各ブロック、各都道府県競技長・審判長 各位

公益社団法人 日本ホッケー協会
技術委員会 委員長 平尾 豊

ユニフォームに表示するメーカー識別標章の大きさについて (通知)

平素より多大なるご支援をいただき誠にありがとうございます。

さて、ユニフォームに表示するメーカー識別標章（メーカー名又は製造メーカーロゴマーク）の大きさについて、下記の通りFIH規程に準拠することとしましたので通知します。

ユニフォームを新たに作る際は、このことを十分配慮し、計画・新調して下さい。関係各位におかれましては、ご理解をいただき、周知及び対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 通知内容

メーカー識別標章（以下「マニファクチャーロゴ」という）の表示について、FIHの規程に従い、シャツ、パンツ/スカート/スコートについては、それぞれに一箇所かつ、面積が30cm²以下としなければならない。また、ソックスについては、左右それぞれに一箇所かつ、面積が10cm²以下としなければならない。また、製品に使用されている技術的な商標ロゴについては、面積が10cm²以下で1箇所とする。

ロゴの大きさが既定の大きさに収まらない場合は広告とみなし、ユニフォーム規程に沿って広告掲載の手続きを行うものとする。

国民体育大会等、別途規程が定められている場合には、そちらが優先される。

2. 適用開始日

2021年4月20日

なお、経過措置として2023年3月末までは現在使用中のユニフォームについては適用しない。

3. その他

・ユニフォーム規程における広告については、国際規定及び国内他競技団体の規定等を踏まえて、上記の経過処置期限迄に改定を予定しております。

・不明点等がありましたら下記までお問い合わせ下さい。

以上

【お問合せ先】

公益社団法人日本ホッケー協会技術委員会
栗原崇(technical-com.jha@outlook.jp)